

■ 総合事業に係る指定について

事業所種別	指定申請について	指定審査手数料について
①新たに介護サービス事業と総合事業を同時に始める事業所	介護サービス事業の新規指定申請と合わせ、総合事業の新規指定申請を <u>指定予定日(毎月1日)の前々月末まで</u> に行う(指定申請必要)。	介護サービス事業と一体的に審査するため、 総合事業の指定審査手数料は不要
②介護サービス事業の指定を受けていて、新たに総合事業を始める事業所	新規指定申請を <u>指定予定日(毎月1日)の前々月末まで</u> に行う(指定申請必要)。	必要(※1)
③新たに総合事業のみを始める事業所(介護サービス事業は実施しない)	新規指定申請を <u>指定予定日(毎月1日)の前々月末まで</u> に行う(指定申請必要)。	必要
④市外に所在する介護サービス事業所	新規指定申請を <u>指定予定日(毎月1日)の前々月末まで</u> に行う(指定申請必要)。	不要

※1 平成28年9月30日までに介護サービス事業の指定を受けている事業者が「生活支援型サービス」の指定を受ける場合、平成30年4月以降の介護サービス事業の指定有効期間満了日までは、審査手数料が免除となる。